

第 2 期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務仕様書等の作成について

第 2 期三原市地域公共交通網形成計画
策定支援業務仕様書

1 業務名

第 2 期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務

2 業務の目的

三原市では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年施行）」に基づき、平成 27 年 3 月「三原市地域公共交通網形成計画」（計画期間 5 年）を策定し、市民協働による利便性が高く持続可能な地域公共交通体系の構築を基本理念に具体的な施策や事業に取り組んできた。

計画の最終年度となる本年度において、これまでの地域公共交通事業に関する三原市の取り組みを総合的に検証するとともに、計画策定から 5 年を経た現状における地域公共交通の課題・市民の公共交通に対するニーズの変化等を把握するとともに、次期の三原市の公共交通のあり方を再検討し、三原市の公共交通に関する取り組みの方向性を設定するため、第 2 期三原市地域公共交通網形成計画（以下「第 2 期網形成計画」という。）を策定するものとし、知見と具体的手法を有する者に、必要な業務を委託することとする。

3 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 27 日までとする。

4 業務内容

現時点で想定する業務の内容は次のとおりである。なお、受託者の提案を踏まえ、協議の上、内容を変更する場合がある。

(1) 各種調査、分析及び評価

① 現況交通実態調査（公共交通体系の現状分析・把握など）

本市の地理的条件や人口の動向及び将来見通し（減少率、高齢化率）、既存の地域公共交通のサービス内容や利用動向などについて把握、整理するとともに、課題を抽出する。

② 上位計画及び関連計画の整理

三原市長期総合計画、三原市都市計画マスタープラン、三原市立地適正化計画など、網形成計画の検討に関連する各種計画を整理し連携を図る。

③ 市民・利用者等のニーズ把握調査

市民及び公共交通利用者等を対象としたアンケート調査を実施し、移動実態やニーズを把握する。

なお、アンケート調査の手法や件数、対象等は提案事項とする。

※アンケート調査票及び封筒の作成、印刷は受託者が行う。

※アンケート調査票の郵送費用（発送・返信）は受託者が負担する。

④ 交通事業者等へのヒアリング調査

バス・タクシー事業者、地域コミュニティ交通運営主体（4 地域）等に対するヒアリング調査を実施し、事業者及び運営主体としての意見や問題点を把握する。

⑤ 現行計画の取組状況の整理

現網形成計画での取り組みに対する評価や課題検証を行う。

⑥ 課題の把握・整理

①～⑤に関して、計画策定上、必要となる課題等を整理する。

(2) 計画案の検討

① 社会情勢の変化，地域の実情に応じた地域公共交通対策（交通のあり方）の検討
上記(1)で得られた事項を踏まえ，持続可能な地域公共交通体系の構築に向けて，以下の項目について検討し，取りまとめる。

- ・基本目標，基本方針，地域公共交通の基本分類と方向性
- ・地域内交通手段の見直しの方向性，定量的な指標に基づく数値目標の設定
- ・基本方針等の実現化方策の検討
- ・利用促進対策の検討
- ・その他効果的な事項

② 市民団体，交通事業者との調整支援

計画事業の実現性を高めるための関係者等との調整を支援する。

(3) 会議等打合せ

事務局（生活環境課）と十分な打合せを行い，業務に反映させる。

(4) 三原市地域公共交通活性化協議会の運営支援

協議会（4回開催予定）開催時の協議資料等の作成を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画についてのパブリックコメントの実施に対する支援を行い，結果を計画に反映させる。

5 業務スケジュール（予定）

- ・令和元年7月～10月 交通事業現況調査，アンケート・ヒアリング
- ・令和元年7月，10月，12月，令和2年3月 三原市地域公共交通活性化協議会開催
- ・令和元年12月 第2期網形成計画素案の作成
- ・令和2年1月 パブリックコメントの実施
- ・令和2年3月 第2期網形成計画策定

6 打ち合わせ協議等

本業務の履行に係る打ち合わせ協議は，業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。

7 成果品

成果品の管理及び権利の帰属は，すべて発注者とする。受注者は，以下のとおり成果品を納品するものとする。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 第2期三原市地域公共交通網形成計画 計画書（A4サイズ，一部カラー） 50部
- (3) 第2期三原市地域公共交通網形成計画 概要版 100部
- (4) 原稿等を収めた電子媒体（ワード，エクセル形式及びPDF形式） 1式
- (5) その他当該業務に付随する資料で特に発注者が指示するもの 1式

8 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項が生じたとき，又は，本仕様書の解釈に疑義が生じたとき，業務内容の一部を変更する必要が生じたとき，その他必要があるときは，速やかに双方協議の上，定めることとする。
- (2) 受託者は，事務局と連絡調整を充分に行い，円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は，業務実施過程で疑義が生じた場合は，速やかに事務局に報告し協議を行い，その指示を受けること。

第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

三原市地域公共交通網形成計画が平成31年度で満了となり、令和2年度から5年間の計画期間となる第2期三原市地域公共交通網形成計画を策定するため、公募型プロポーザル方式を実施し、提案事業者の業務遂行に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務

(2) 業務内容

「第2期三原市地域公共交通網形成計画策定支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

ただし、契約時における仕様書は、選定事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合があります。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月27日まで

(4) 予算上限額

5,131,000円（消費税及び地方消費税を含み、税率は10%とする。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、市税等を滞納していないこと。
- (5) 平成21年度から平成30年度において業務が完了した自治体の公共交通に関する計画策定業務の契約実績があり、網形成計画策定に関し、豊富な知識を有していること。

4 スケジュール（予定）

公募開始（実施要領等の公表，配布開始）	令和元年5月23日（木）
参加表明書の提出期限	令和元年5月29日（水）
質問書の提出期限	令和元年6月5日（水）
企画提案書等の提出期限	令和元年6月12日（水）
プレゼンテーション選考に係る案内通知	令和元年6月13日（木）
プレゼンテーション選考	令和元年6月19日（水）
選定結果通知	令和元年6月下旬

5 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式第1号） 1部

② 添付書類 1部（該当者のみ ※印参照）

※平成31・32年度三原市測量・建設コンサルタント等業務委託競争入札参加資格者名簿、平成30～32年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿のいずれにも登録されていない者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ・印鑑証明書 ※写し可
- ・決算書の写し（申請日の直前事業年度の1年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書）
- ・市税の納税証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可

③ 会社概要書（様式第3号）

④ 関連業務実績書（様式第4号）

⑤ 協力会社概要書（様式第5号）

※本業務遂行のため、社外の協力を求める場合のみ作成すること。

(2) 提出期限・方法

令和元年5月29日（水）午後5時まで【必着】に、本書に示す「10 書類等提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送すること。

※持参の場合、受付時間は、平日午前8時30分から午後5時までとする。

6 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式第2号）に質問事項を箇条書きで記載し、本書に示す「10 書類等提出及び問い合わせ先」に電子メールで提出すること。

なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和元年6月5日（水）午後5時まで【必着】

(3) 回答方法

質問に対する回答は5月29日（水）以降、数回に分けて、全参加表明者に対して電子メールで6月7日（金）までに回答する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 見積書 10部（内訳：本書1部、コピー9部）

- ・見積書の様式は任意とする。ただし、仕様書の内容を踏まえ、業務ごとの積算内訳が明確になるよう記載すること。
- ・押印は1部で、他はコピー（製本不要）とする。
- ・提示する見積額については、アンケートやヒアリング調査の経費、成果品の印刷費などを含む。
- ・予算上限額を超える見積書を提出した場合は失格とする。

② 企画提案書 10部（内訳：本書1部，コピー9部）

- ・仕様書の内容を踏まえ，次の《1》～《5》の項目について作成すること。
- ・様式は，A4判（A3判による折込可）で任意とする。

《1》業務の実施体制

- ・業務責任者（専ら本業務に従事し，当該業務において受託者を代表する者）の氏名，役割，経歴，主な業務実績など
- ・業務従事者（専ら本業務に従事する者）の氏名，役割，経歴，主な業務実績など
 - ※ 公共交通に係る計画策定実績など
 - ※ 本業務の参考となる類似業務の実績がある場合，1事例に限り，成果品（計画書等）を提出（10部，企画提案書とは別綴）することができる。
- ・協力企業を含む業務全体の実施体制など

《2》業務の実施方針

本市の現状を踏まえ，第2期三原市地域公共交通網形成計画に求められる役割，業務遂行上の基本姿勢等を記載すること。

《3》業務内容に関する具体的な手法及び提案

(1) 各種調査，分析及び評価

本市の地域特性や地域公共交通の現状と課題などを明らかにするため，各項目における分析の視点，調査方法，調査結果のまとめ方などについて提案すること。

(2) 計画案の検討

調査分析結果に対する計画案への反映や，本市の特性や課題を踏まえた今後の地域公共交通対策（交通のあり方）の考え方について提案すること。

(3) 追加提案について

仕様書に定めるもののほか，独自の視点による追加提案があれば具体的に記載すること。

《4》業務支援における基本的考え方

計画策定において必要とされる三原市地域公共交通活性化協議会の運営支援に関する基本的考え方や業務支援に資する提案について具体的に記載すること。

《5》業務工程・スケジュール

本業務で実施しようとする各業務の工程，スケジュールについて，仕様書及び提案内容を踏まえて記載すること。

(2) 提出期限・方法

令和元年6月12日（水）午後5時まで【必着】に，本書に示す「10書類等提出及び問い合わせ先」に持参又は郵送すること。持参の場合は，平日午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 企画提案書の提出を辞退する場合

参加表明後に，企画提案書の提出を辞退する場合，書面によりその旨を記載し提出すること。
※様式は任意で，提出期限・方法は(2)による。

8 選定方法及び基準

(1) 選定方法

提出された企画提案書についてプレゼンテーション・ヒアリングを実施し，次の基準に基づき三原市地域公共交通活性化協議会委員で構成する選定委員会において審査を行い，最も得点の高かった者を優先契約交渉事業者として選定する。

①プレゼンテーション・ヒアリング

- ・1社につき30分程度（説明20分，質疑10分）とする。
- ・事前に提出のあった企画提案書を用いて行うこととし，当日の差し替え，追加は認めない。
- ・プレゼンテーション等は業務責任者又は業務従事者が行うこととする。

②実施日時・場所等

令和元年6月19日（水）

※時間及び場所は別途連絡する。

※企画提案書提出事業者が5社を超える場合，書類による一次審査を行うため，プレゼンテーション・ヒアリングの実施日を延期することがある。

(2) 選定基準

項目		審査基準	点数
①業務の実施体制		本業務を確実に実施できると見込まれる事業者であるか（担当・業務実績の内容，体制等）。	10点
②業務の実施方針		本業務の趣旨を理解し，具体的で，かつ実行性のある提案がなされているか，本業務に取り組む基本姿勢がどのようなものであるか。	10点
③業務内容に関する具体的な手法及び提案	各種調査，分析及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性，地域公共交通の課題などを明らかにするための調査の手法等は適切か。 ・市民及び利用者ニーズの把握について，調査手法や内容，対象の設定は適切か。 	20点
	計画案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査分析結果等を計画案へ反映する考え方は妥当か。 ・本市の地域特性や課題を踏まえた地域公共交通対策について，具体的で実現性のある提案がなされているか。 	30点
	追加提案について	仕様書の内容に加え，有益な独自の追加提案があるか。	10点
④業務支援における基本的考え方		協議会の運営支援，業務支援に関して有益な提案がなされているか。	5点
⑤業務工程・スケジュール		業務工程，スケジュールについて，適切な提案がなされているか。	5点
⑥プレゼンテーション		提案内容の説明，質疑応答において的確に対応しているか。	5点
⑦見積金額			5点
計			100点

(3) 結果通知

審査結果については，企画提案書の提出があった全事業者に書面で通知するとともに，選定結果及び優先契約交渉事業者社名について，三原市ホームページに掲載する。

なお，選定の詳細についての問い合わせには，一切応じない。

9 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で、提出者に無断で使用しない。
- (4) 公募開始の日以降、事務局（生活環境課）への営業活動等を禁止する。
- (5) 提案書類に虚偽の記載があった場合は、提出書類を無効とする。
- (6) 提出書類は、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条第3項第3号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成17年3月22日条例第12号）に基づき公開する。

10 書類等提出及び問い合わせ先

三原市地域公共交通活性化協議会事務局 担当：山本
(三原市生活環境部生活環境課)

〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

Tel 0848-67-6178 Fax 0848-64-4103

E-Mail アドレス seikatsukankyo@city.mihara.hiroshima.jp